

法務省職員倫理規程

（平成12年3月24日法務省人服訓第673号
大臣訓令一本省局部課長・本省所管各
庁の長あて

改正 平成14. 8. 22 人服訓1757

平成31. 4. 1 人企訓116

（総則）

第1条 法務省(外局を除く。)の職員の職務に係る倫理については、他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(利害関係者から除く者)

第2条 国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号。以下「政令」という。)第2条第1項ただし書に規定する法務大臣が訓令で定める者は、次に定める者とする。

公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、水道事業者及び日本放送協会

(利害関係者とみなす者)

第3条 検察官及び検察事務官については、捜査を受けている被疑者、公訴の提起を受けている被告人若しくは刑の執行を受ける者(以下「被疑者等」という。)又は被疑者等の弁護士、代理人その他これに準ずる者(当該被疑者等のためにする行為を行う場合に限る。)は、当該捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に従事している検察官及び検察事務官の政令第2条第1項に規定する利害関係者とみなして、政令(第2条第2項を除く。)を適用する。

2 被疑者等が法人その他の団体である場合において、その役員又は職員(当該被疑者等の利益のためにする行為を行う場合に限る。)は、前項の利害関係者とみなす。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年法務省人服訓第1757号)

この訓令は、平成14年8月22日から施行する。

附 則 (平成31年法務省人企訓第 116号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。